

■消費税及び地方消費税について（広告代理店の場合）

例えば・・・4月から～9月までのお申し込みの場合

【内容】

- ・1階エレベーターホール 2枠
- ・掲出期間 4月～9月（6か月）

【適用税率】

- ・広告掲出料 8%
- ・行政財産使用料 8%
- ・広告取扱手数料 8%

【料金】

- ・広告掲出料（4月～9月適用料金）
 $12,960円 \times 2枠 \times 6か月 \times 長期割10\% = 139,968円$
- ・行政財産使用料
 $1,260円 \times 2枠 \times 6か月 = 15,120円$
- ・広告取扱手数料
 $139,960円 \times 20\% = 27,992円$

計 155,088円 うち広告取扱手数料 27,992円

請求額計 127,096円（消費税及び地方消費税を含む）

例えば・・・4月から～3月までのお申し込みの場合

【内容】

- ・1階エレベーターホール 2枠
- ・掲出期間 4月～3月（12か月）

【適用税率】

- ・広告掲出料 8%（4月～9月分）
10%（10月～3月分）
- ・行政財産使用料 8%
- ・広告取扱手数料
8%（4月～9月分）
10%（10月～3月分）

【料金】

- ・広告掲出料（4月～9月適用料金）
 $12,960円 \times 2枠 \times 6か月 \times 長期割10\% = 139,968円$
- ・広告掲出料（10月以降適用料金）
 $13,200円 \times 2枠 \times 6か月 \times 長期割10\% = 142,560円$
- ・行政財産使用料
 $1,260円 \times 2枠 \times 12か月 = 30,240円$
- ・広告取扱手数料（4月～9月分）
 $139,968円 \times 20\% = 27,993円$
- ・広告取扱手数料（10月～3月分）
 $142,560円 \times 20\% = 28,512円$

計 312,768円 うち広告取扱手数料 56,505円

請求額計 256,263円（消費税及び地方消費税を含む）

例えば・・・10月から～3月までのお申し込みの場合

【内容】

- ・1階エレベーターホール 2枠
- ・掲出期間 10月～3月（6か月）

【適用税率】

- ・広告掲出料 10%
- ・広告取扱手数料 10%

【料金】

- ・広告掲出料（10月以降適用料金）
 $13,200円 \times 2枠 \times 6か月 \times 長期割10\% = 142,560円$
- ・行政財産使用料
平成31年10月1日時点で施行されている財産の交換，譲与等に関する条例に基づき算定。
- ・広告取扱手数料
 $142,560円 \times 20\% = 28,512円$

計 142,560円+行政財産使用料

うち広告取扱手数料 28,512円

請求額計 117,048円+行政財産使用料

（消費税及び地方消費税を含む）